

南部大阪都市計画景観地区の決定（藤井寺市決定）

都市計画景観地区を次のように決定する。

名 称		古市古墳群周辺景観地区			
面 積		約 271ha			
地 区 区 分	名 称	古墳近傍地区	古墳群周辺住居系地区	古墳群周辺近隣商業地区	
	面 積	約 91ha	約 177ha	約 3.7ha	
建築物の形態意匠の制限	一般基準	<p>(地形・自然特性に関する基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑や水を感じられる古市古墳群と調和した景観形成に向けて、建築物の建つ場所の地形や古墳の緑・水、背景となる山並み、河川の対岸等からの見え方などの自然特性に配慮した形態意匠とする。 <p>(歴史・文化特性に関する基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史・文化を感じられる古市古墳群と調和した景観形成に向けて、古墳や古墳と隣接する街道沿いの伝統的まちなみや寺社などの歴史・文化特性に配慮した形態意匠とする。 <p>(市街地特性に関する基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑豊かな落ち着いたきのある古市古墳群と調和した景観形成に向けて、緑化などにより潤いを感じられるものとし、住宅地においては落ち着いた形態意匠にするとともに、地域の拠点となる鉄道駅前や幹線道路沿道などにおいては、にぎわいの創出に寄与する節度ある形態意匠とする。 			
	項目別基準	通り外観	<ul style="list-style-type: none"> ・古市古墳群への眺望や、周辺建築物のまちなみとの連続性に配慮した配置・形状とする。 ・道路に面する敷際は、周辺の敷地、道路との連続性の確保や、ゆとりと潤いのある空間の創出につながるように配慮するとともに、古墳の緑に配慮し、植栽と調和した外観意匠とするなど、地区における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮する。 ・敷際の塀・フェンスなどについては、周辺の景観や植栽との調和に配慮し、色彩は著しく派手なものとししない。 		
		意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観特性を把握した上で、古墳群との調和に配慮しながら、住宅地としての落ち着いたまちなみや自然との調和を考慮した建築物の形態意匠とする。 ・高層建築物においては、過度な装飾を避け、背景となじむよう、古墳群からの眺望に配慮した建築物の形態意匠とする。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・地区の景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。 ・長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、背景となる古墳に配慮する。 			

		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観特性を把握した上で、古墳群との調和に配慮しながら、住宅地としての落ち着いたまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観特性を把握した上で、古墳群との調和に配慮しながら、歩行者がにぎわいを感じられる景観形成に配慮した色彩を基本とする。ともに、高層建築物の中・高層部に古墳群の眺望と調和した色彩を配置するものとする。
	<p>色彩</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁及び屋根等の基調となる色彩は、背景となる古墳と調和し、かつ著しく派手なものとしなない。 <p>【大規模建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁のベースカラーについては、落ち着きを感じられ、水や緑等の存在や周辺のみちなみ景観を妨げないように配慮するものとし、下記の色彩の範囲とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ Y R 系 : 明度 6 以上、彩度 4 以下 ・ R、Y 系 : 明度 6 以上、彩度 3 以下 ・その他の色相 : 明度 6 以上、彩度 2 以下 ・無彩色 : 明度 6 以上 <p>※ただし、次に掲げるものはこの限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 外壁各面で 1 / 3 以下の面積でサブカラーとして使用する場合 ※サブカラーとは外壁基本色に対し、補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。 - 外壁各面で 1 / 20 以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合 ※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して 1 / 3 以下とすること。 - 着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合 - 市長が、地域の魅力向上につながる施設として認める場合（公共又は公益的施設）又は機能上やむを得ない施設として認める場合 - 地区計画等において色彩基準を設ける場合 <p>【中規模建築物及び小規模建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁のベースカラーについては、樹木の緑と調和し、落ち着きを感じられ、水や緑等の存在や周辺のみちなみ景観を妨げないように配慮するものとし、下記の色彩の範囲とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ Y R 系 : 彩度 6 以下 ・ R、Y 系 : 彩度 4 以下 ・その他の色相 : 彩度 2 以下 <p>※ただし、次に掲げるものはこの限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合 - 市長が、地域の魅力向上につながる施設として認める場合（公共又は公益的施設）又は機能上やむを得ない施設として認める場合 - 地区計画等において色彩基準を設ける場合 <ul style="list-style-type: none"> ・アクセントカラーを用いる場合は、外壁各面の面積に対し、できる限り小さい範囲で使用するものとし、緑豊かな古墳との調和に配慮しつつ効果的に使用する。 	

		<p>【屋根】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根の色彩は低明度低彩度とするなど、周辺の景観や壁面と調和するものとし、下記の色彩の範囲とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ Y R 系 : 明度 6 以下、彩度 6 以下 ・ R、Y 系 : 明度 6 以下、彩度 4 以下 ・ その他の色相 : 明度 6 以下、彩度 2 以下 ・ 無彩色 : 明度 6 以下 <p>※ただし、次に掲げるものはこの限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合 - 市長が、地域の魅力向上につながる施設として認める場合（公共又は公益的施設）又は機能上やむを得ない施設として認める場合 - 地区計画等において色彩基準を設ける場合 <p>【門・塀】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 門・塀に用いる色彩は、樹木の緑と調和し、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮するとともに、建築物の外壁と調和したものとし、下記の色彩の範囲とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ Y R 系 : 彩度 6 以下 ・ R、Y 系 : 彩度 4 以下 ・ その他の色相 : 彩度 2 以下 <p>※ただし、次に掲げるものはこの限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合 - 市長が、地域の魅力向上につながる施設として認める場合（公共又は公益的施設）又は機能上やむを得ない施設として認める場合 - 地区計画等において色彩基準を設ける場合
	付帯設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 附属建築物や建築設備は、原則、敷地の外から見えない場所に配置する。やむを得ず見える場所に配置する場合は、古墳の見通し、眺望に配慮の上、植栽による修景や建築物若しくは塀と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。

<p>(用語の定義)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大規模建築物は、建築物の高さが 15 m を超える建築物又は建築面積が 1,000 m² を超える建築物をいう。 2 中規模建築物は、大規模建築物に該当するものを除き、建築物の高さが 10 m を超える建築物又は建築面積が 300 m² を超える建築物をいう。 3 小規模建築物は、大規模建築物及び中規模建築物のいずれにも該当しない建築物をいう。 <p>(適用の除外)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 次に該当する建築物で、市長が当該建築物が存する地域の良好な景観の形成に支障がないと認めたものは、その認定の範囲内において、形態意匠の制限を適用しないことができる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された際に現に存する建築物又は現に建築等の工事中の建築物で、当該都市計画に定められた内容に適合しない部分を有するもののうち、増築又は移転に係るもの（増築にあつては、当該増築をする部分以外の部分に限る。）
--

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」